政治経済〈政治編〉　第４講　統治機構　三権分立・国会

１. 三権分立

三権分立　＝　国家権力を三分し、それらを異なった機関に担当させ、権力相互の抑制と均衡（チェック＆バランス）を図ることで、基本的人権を保障しようとする原理

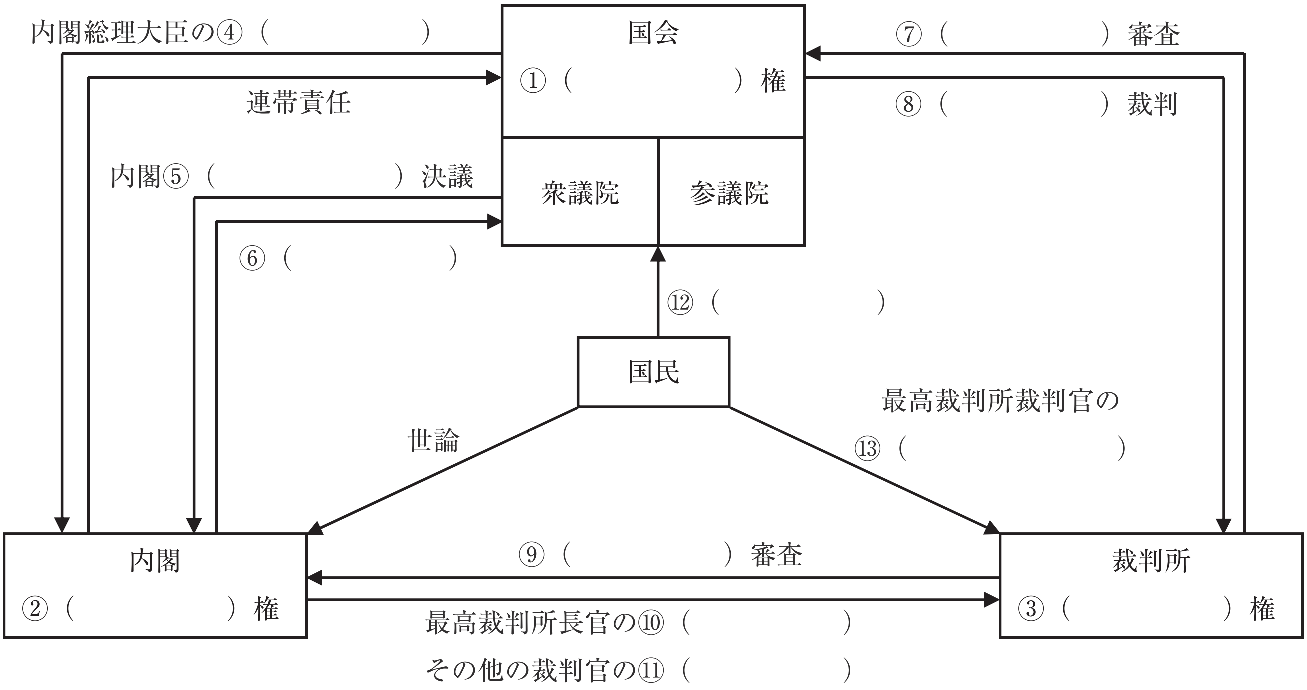

２．国会

国会　＝　「国権の最高機関」かつ「唯一の①（　　　　　）機関」

２－１．国会の権限

（１）　①（　　　　　）の議決（59 条）

…　発案権は国会議員または②（　　　　　）が有する

公布は③（　　　　　）が行なう

（２）　④（　　　　　）の承認（61・73 条）

…　条約締結にあたっては、事前、時宜によっては事後の承認を要する

（３）　⑤（　　　　　）の指名（67 条）

…　任命は⑥（　　　　　）の権限である

（４） ⑦（　　　　　　　　　）の設置（64 条）

（５） ⑧（　　　　　　）の議決（60 条）

… 衆議院が⑨（　　　　　　　）を有する

（６） ⑩（　　　　　　　　）の発議（96 条）

… 各議員の⑪（　　　　　）議員の⑫（　　　　　）以上の賛成による

２－２．各議院の権限

（１） ①（　　　　　　　　）権（62 条）

… 証人の出頭・証言および記録の提出を要求することができる

（２） 予算先議権 … 衆議院のみ

（３） ②（　　　　　　　　　）決議権 … 衆議院のみ

（４） ③（　　　　　　　　）（54 条）… 参議院のみ

２－３．国会の組織

（１） ①（　　　　　　）

… ②（　　　　　　　）と③（　　　　　　　）から構成

二院が相互に牽制し合い、行き過ぎを防ぐとともに、国民の多様な政治意思を反映

（２） 国会の構成

	議員定数	被選挙権	任期
衆議院	④（　　　　　）人	⑥（　　　　　）歳以上	⑧（　　　　）年 ただし、⑨（　　　　　）あり
参議院	⑤（　　　　　）人	⑦（　　　　　）歳以上	⑩（　　　　）年 ただし、3 年ごとに半数改選

補足

参議院の議員定数は、令和 4 年 7 月 26 日以降は 248 人

（３） 国会の種類

	召集（開催）	その他
①（　　　　　　） (52条)	毎年１月	会期⑤（　　　　　）日 次年度予算が主な議題
②（　　　　　　） (53条)	・内閣の要求 ・いずれかの議院の総議員の⑥（　　　　　） 　以上の要求　等	
③（　　　　　　） (54条１項)	・衆議院の解散後、⑦（　　　　）日以内に 行なわれる総選挙後、⑧（　　　　）日以内	⑨（　　　　　　　）の指名
参議院の ④（　　　　　　） (54条２・３項)	・衆議院の解散中、 　緊急の必要がある場合に、 　内閣の求めにより開催	次の国会開会後、⑩（　　　　） 日以内に衆議院の同意を得ること が必要

２－４．国会の運営

（１） 定足数

…　総議員の①（　　　　　）以上

（２） 議決

…　［原則］　②（　　　　　）議員の③（　　　　　　）

　　［例外１］④（　　　　　）議員の⑤（　　　　　）以上

- 議員の資格の剥奪（55条）
- 議員の除名（58条２項）
- 秘密会の開催（57条１項）
- 衆議院における法律案の再可決（59条２項）

　　［例外２］⑥（　　　　　）議員の⑦（　　　　　）以上

- 憲法改正の発議（96条１項）

（３） 委員会制度

…　国会での議事を効率的かつ慎重に行なうため、各議院の所属議員全員で構成する⑧（　　　　　　）とは別に人数を絞った委員会を設け、事前審議を行なう制度

２－５．衆議院の優越

衆議院の優越　…　衆・参双方の議決が異なる場合に国政の停滞を招くことは好ましくないため、参議院に対する衆議院の優越を認め、双方の議決の一致がなくとも国会としての意思形成を可能とする

［理由］　衆議院は任期が短く、①（　　　　　）もあるため、民意を反映しやすい

②（　　　　　　　）の議決	衆…○ 参…×	衆議院で ⑦（　　　　　）議員の ⑧（　　　　　）以上の 多数で再可決＝成立
	衆…○ 参…⑥（　　　　）日以内に 議決せず＝否決みなし	

③（　　　　　）の議決 ④（　　　　　）の承認 ⑤（　　　　　　　　）の指名	衆…○ 参…× ⑨（　　　　　　　）で 一致せず	衆議院の議決 ＝国会の議決
	衆…○ 参…⑩（　　　　）日以内に （内閣総理大臣の指名については 10 日以内に）議決せず	

【過去問：H19 年度　再チャレンジ】

国会は、両議院が相互に独立して審議・議決を行うため、それぞれが自主的に行使できる権限が憲法上認められている。これらのうち、両議院が同等に（共通に）有している権限のみをすべて挙げたものとして最も妥当なのはどれか。

A　議院の不逮捕特権がある。
B　緊急集会を開催することができる。
C　予算を他院に先立って審議することができる。
D　国政調査権が認められている。
E　内閣の不信任決議を行うことができる。

1.　A、B
2.　A、D
3.　B、C
4.　C、E
5.　D、E

政治経済〈政治編〉　過去問解答

第１講　日本国憲法の基本的性格	4
第２講　基本的人権１	2
第３講　基本的人権２	1
第４講　統治機構　三権分立・国会	2
第５講　統治機構　内閣・裁判所	4